

# 公立大学法人大分県立看護科学大学職員からの苦情相談及び不服申立てに関する規程

平成18年 4月 1日  
規程第 38号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（離職した職員を含む。以下「職員」という。）からの苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）並びに不服申立ての処理に関し必要な事項を定めることにより、職員の利益の保護及び職務能率の発揮並びに人事管理の公正の確保を図ることを目的とする。

## (相談員)

第2条 前条の処理を行うため、相談員を置く。

- 2 相談員は、職員（離職した職員を除く。）のうちから理事長が任命する。
- 3 相談員は、その職に就いたことを理由として、いかなる不利益も受けない。

## (相談員会議)

第3条 相談員の事務を円滑に処理するため、相談員会議を置く。

- 2 相談員会議は、相談員が必要に応じて招集する。
- 3 相談員会議は、相談員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 相談員会議の議長は、当該会議に出席する相談員の互選による。
- 5 相談員会議の議事は、出席相談員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 相談員会議は、必要に応じて、前項の議事について、経営審議会及び教育研究審議会に付議することができる。

## (苦情相談)

第4条 職員は、相談員に対して、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。

- 2 相談員は、苦情相談を受けた場合、必要に応じて当該職員及び関係者に対して事情聴取、照会及びその他の調査を行うことができる。
- 3 相談員は、苦情相談を受けた場合、当該職員に対して助言等を行うほか、就業規則及びその委任規程並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）等の趣旨の下、関係者に対して指導及び必要な措置を行うものとする。
- 4 相談員は、苦情相談を処理するに当たって疑義が生じた場合は、相談員会議を招集しなければならない。

## (不服申立て)

第5条 職員は、公立大学法人職員の身分取扱いに関する規程第2条第4項及び第4条において準用する第2条第4項に基づく不服申立てを行う場合は、別に定める書面及び資料を相談員に対し提出しなければならない。

- 2 相談員は、不服申立てを受理した場合は、速やかに相談員会議を招集しなければならない。
- 3 相談員会議は、不服申立てについて、当該職員及び関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会及びその他の調査を行うことができる。
- 4 相談員会議は、不服申立ての事実関係を、経営審議会及び教育研究審議会に付議しなければならない。

(記録の作成等)

第6条 相談員は、職員からの苦情相談について、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、相談員会議に報告しなければならない。ただし、当該職員が希望すれば、記録の作成及び相談員会議への報告は要しない。

(秘密を守る義務)

第7条 相談員は、申出人の職名及び氏名、苦情相談及び不服申立ての内容及び職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 職員は、苦情相談及び不服申立てを行ったことにより、いかなる不利益も受けない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の苦情相談及び不服申立てに関し必要な事項は、相談員会議の提案に基づき、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。